

# **一般廃棄物処理基本計画**

## **(令和8年3月見直し版)**



# 第 1 章 計画の基本的事項

## 第1節 計画策定の目的と背景

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(一般廃棄物処理基本計画)を定めなければならないこととされています。

これを受けて、川島町(以下『本町』と呼びます。)では、「川島町ごみ処理基本計画」を平成11年3月に策定し、一般廃棄物処理事業を通じた各種施策を推進することで、快適で安全な生活環境の充実に努めてきました。

計画策定後、ごみ処理を取り巻く諸条件は大きく変化しました。

国は、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を平成30年6月に閣議決定し、循環型社会の形成を一層推進することとしました。また、廃棄物処理法に基づく廃棄物の減量化の目標が平成28年1月に定められました。この他、ごみ量の増加や種類の多様化などの問題に対応するため、各種のリサイクル法制度が整備されており、近年では「家電リサイクル法」が平成21年4月に一部改正、「小型家電リサイクル法」が平成25年4月から完全施行するなど、制度の充実が図られています。

埼玉県は、「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」を平成28年3月に策定し、循環型社会の形成を目指して、県民、事業者、行政がそれぞれの適切な役割分担のもとでごみの減量や資源の循環利用をより積極的に進めていくこととしました。

このような状況の中で、町では平成27年3月に後継の計画となる「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの減量化やごみ処理の適正化、生活排水の処理の向上に努めてきました。策定から5年を経過し、ごみ処理行政を取り巻く環境も大きく変化したことから、今回、現状と課題を整理し、計画目標や具体的な施策について見直すものです。

## 第2節 計画の位置づけ

今回見直しを行う「一般廃棄物処理基本計画」(以下『本計画』と呼びます。)は、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」(平成25年6月)に準拠して作成します。

本計画は、本町の廃棄物処理行政における最上位の計画に位置付けられ、本町における廃棄物処理の基本方針となるものです。本計画の策定に際しては「総合振興計画」や「環境基本計画」などの上位計画や関連計画などと整合を図るものとします。

また、「分別収集計画」などの本町の廃棄物処理に係る諸計画は、本計画を踏まえて策定することになります。

### 第3節 計画の対象

一般廃棄物処理基本計画の対象は、循環型社会形成推進基本法で定める廃棄物等（廃棄物及び使用済物品または副次的物品）のうち、市町村に処理責任がある「一般廃棄物」とします。一般廃棄物は、『ごみ』と『し尿』に大別されます。

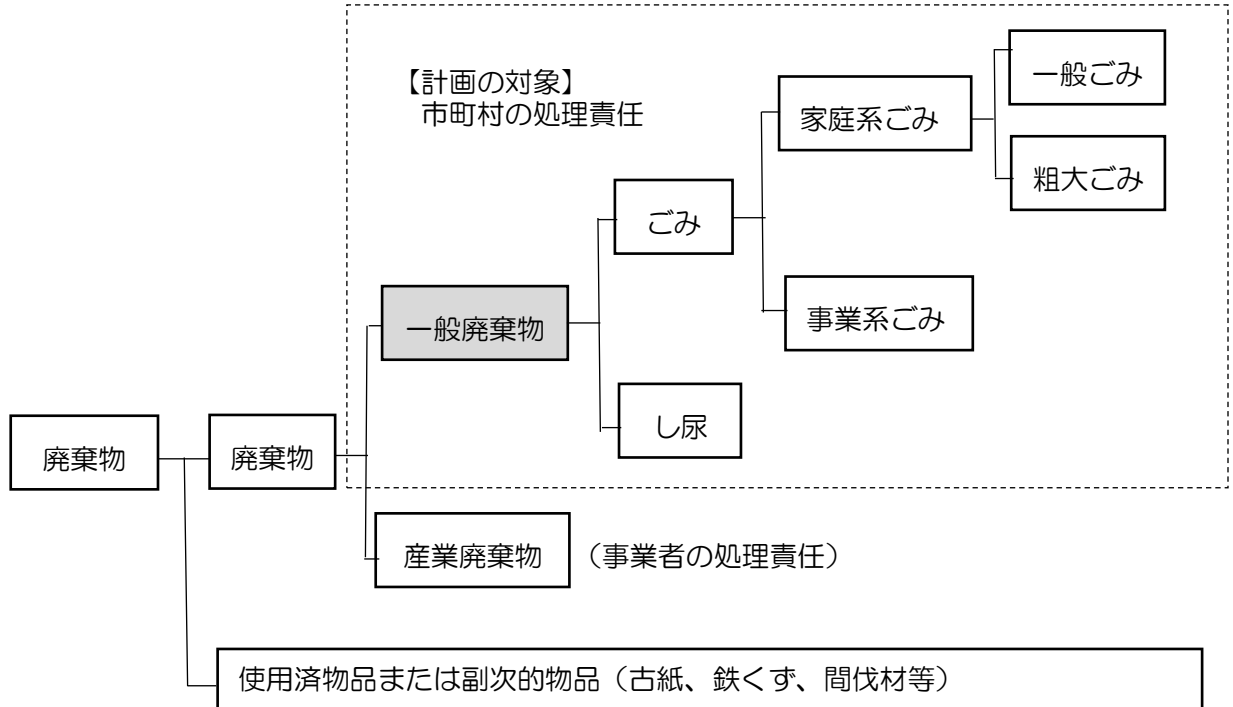


図 2-1-1 計画の対象

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理に関する「ごみ処理基本計画」とし尿などの生活排水処理に関する「生活排水処理基本計画」で構成されます。

「ごみ処理基本計画」では、ごみ処理の現状と課題を整理し、ごみ排出量や処理・処分量等の将来予測を行い、ごみ処理に関する基本方針を定め、ごみの減量化、資源化に関する計画及び適正処理に関する計画を策定します。

「生活排水処理基本計画」では、生活排水処理の現状と課題を整理し、生活排水処理形態別の人口及びし尿・浄化槽汚泥量の将来予測を行い、生活排水処理に関する基本方針を定め、し尿及び浄化槽汚泥の処理計画を策定します。

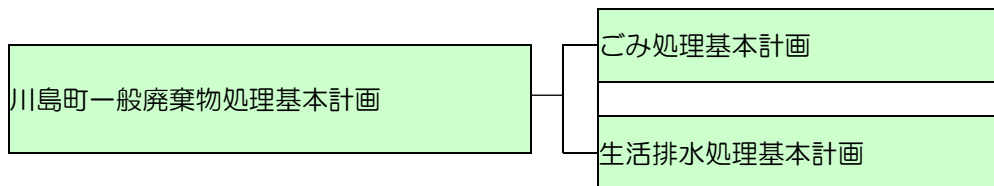


図 2-1-2 計画の構成

## 第4節 計画の期間

本計画の期間は、環境基本計画と同様、長期的な将来を見据えながら、平成27年度(2015年度)を初年度、令和12年度(2030年度)を目標年度とする16年間とします。本計画は、上位計画や関連計画と整合を図りながら概ね5年ごと、または計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合には、適宜見直しを行うものとします。

今回の見直しの対象期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。

平成27年度(2015年度)から令和12年度(2030年度)までの16年間



清潔で快適な環境と  
きれいな水を守るため、  
関係者全員で  
がんばりましょう！

# 第5節 廃棄物・リサイクル関連の動向

## 1 法制度

本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」ならびに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」、リサイクル関連の法律等の関係法令に配慮して策定するものです。廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系を以下に示します。

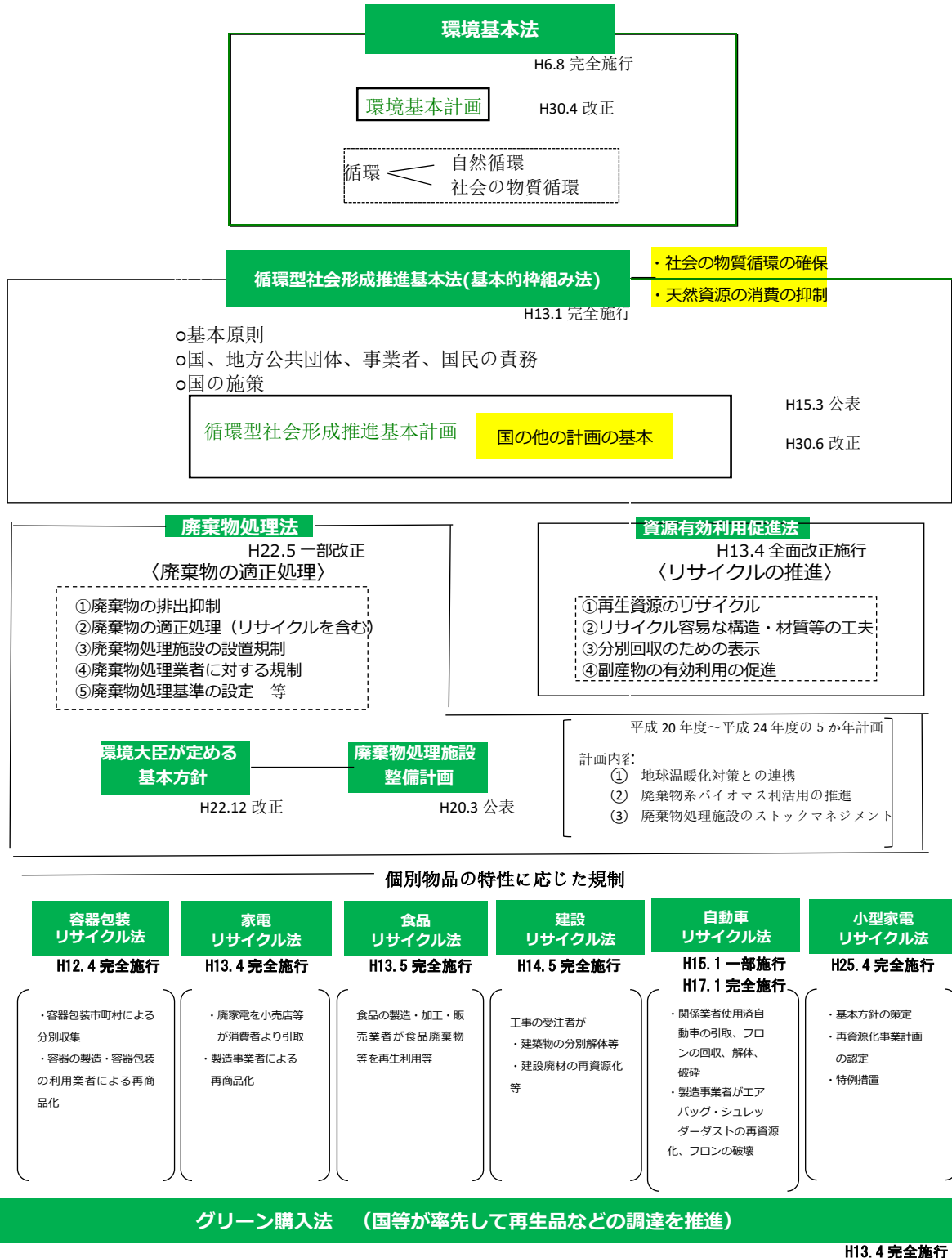


図 2-1-3 廃棄物やリサイクルに係る法制度の体系

## 2 国の動向

### (1) 廃棄物処理法に基づく基本方針

国は、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 28 年 1 月環境省告示第 7 号）について、平成 27 年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であること、を踏まえ、平成 28 年 1 月に所要の変更をしました。

廃棄物の減量化の目標については、以下のとおり定めました。

表 2-1-1 廃棄物処理法に基づく基本方針(平成 28 年 1 月)での目標

指標	目標年	目 標
排出量	令和 2 年度	平成 24 年度比約 12%削減
再生利用率		約 27%に増加
最終処分量		平成 24 年度比約 14%削減

## (2) 循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などの各種リサイクル法の整備を行ってきました。

循環型社会形成推進基本法では、①に廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を実現することとしています。

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が平成 30 年 6 月に閣議決定されました。

第四次循環型社会形成推進基本計画では、①持続可能な社会づくりとの統合的取組、②地域循環共生圏による地域の活性化、③ライフサイクル全体での資源循環の徹底、④適正処理の推進と環境再生、⑤万全な災害廃棄物処理体制の構築、⑥適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開、⑦循環分野における基盤整備を政策の柱とすることにより、循環型社会の形成を一層推進することとしています。

また、循環型社会の全体像を把握し、その向上を図るため、引き続き、一般廃棄物の減量化に関する取組指標について、以下のとおり目標を設定しました。

表 2-1-2 第四次循環型社会形成推進基本計画での一般廃棄物の減量化に関する目標

指 標	目 標	目標年次
1 人 1 日当たりのごみ排出量	約 850 g/人/日	令和 7 年度 (2025 年度)
1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ等を除く)	約 440 g/人/日	
事業系ごみ排出量 (事業系ごみの「総量」)	約 1,100 万トン	

### 3 県の動向

#### (1) 第8次埼玉県廃棄物処理基本計画

埼玉県は、安心・安全の確保を最優先として循環型社会の形成に向けた施策を、総合的かつ計画的に推進するため、循環型社会の構築に向けて「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」を平成28年3月に策定しました。この計画では、県が目指す循環型社会実現のための将来像を示すとともに、その実現のために各主体に求められる役割や県の施策等を示したものです。

また、一般廃棄物の減量化に関する目標については、以下のとおり設定しました。

表 2-1-3 第8次埼玉県廃棄物処理基本計画での一般廃棄物の減量化に関する目標

指標	単位	実績	予測		目標	R2年度目標設定の考え方	
		H25	H27	R2	R7		R2
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	g/人・日	541	531	516	502	503	H25年度実績から7%削減
事業系ごみ排出量	千t/年	543	543	543	543	488	H25年度実績から10%削減
1人1日当たりの最終処分量	g/人・日	49	48	48	48	44	H25年度実績から10%削減

#### (2) 埼玉県生活排水処理施設基本構想

内陸部に位置する埼玉県では、水辺空間の保全に向けて、河川汚濁の主な原因となる生活排水の処理施設の整備が極めて重要であり、埼玉県は「埼玉県生活排水処理施設基本構想」を平成28年10月に時点修正を行いました。この構想では、目標年度の令和7年度に埼玉県の人口は緩やかに減少すると推計されており、それを踏まえた上で整備手法を見直したものです。

表 2-1-4 埼玉県生活排水処理施設基本構想での目標

項目		全体計画（目標年度:令和7年度）		
		処理人口（人）	構成比率（%）	修正前の構成比率との差
行政人口		7,016,527	100.0%	0.0%
集合処理	下水道	6,095,272	86.9%	0.6%
	農業集落排水	93,777	1.3%	-0.3%
	コミュニティプラント	935	0.0%	0.0%
計		6,189,984	88.2%	0.3%
個別処理	浄化槽	826,543	11.8%	-0.3%
計（生活排水処理人口）		7,016,527	100.0%	0.0%
生活排水未処理人口		0	0.0%	0.0%

## 第2章 ごみ処理基本計画

第2章 ごみ処理基本計画は、ごみ処理の広域化に伴い令和6年5月に策定しました。  
新しいごみ処理基本計画は、別冊になります。